

## 有馬地区景観形成市民協定「まちなみ基準」協定書

(目的)

第1条 この協定は、本地区の市民間の申し合わせとして、第3条に定める区域内において、建築物、工作物、建築敷地及び広告物等（以下「建築物等」という。）に関する事項を「まちなみ基準」として協定し、有馬地区のまちなみ景観を守り、育て、温泉街としての魅力アップを図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は、有馬地区景観形成市民協定・まちなみ基準（以下「協定」という。）と称する。

(協定の区域)

第3条 この協定の対象となる地区の位置及び区域は、以下のとおりとする。（別紙1参照）

潮原町、伊奈野町、中之町、寺田町、瓢箪町、北之町、滝本町、栄町、上之町、射場町の一部、及び瑞宝寺町の一部

(協定者)

第4条 この協定の対象者は、前条に定める地区内の建築物等の所有者等（以下「協定者」という。）とする。

(協定の締結)

第5条 この協定は、協定者の総意により締結する。

(基本目標)

第6条 協定者は次に掲げる望ましいまちの姿を互いに認識し、その実現及び維持を目指す。次代に引き継いでいける「まち」の基本理念としての目標は、

- (1) 歴史ある温泉地としての情緒を感じるまち。
- (2) 「癒し」、「懐かしさ」を感じるまち。
- (3) 住民・来訪者が互いに心から楽しめる「生きたまち」

(基本方針)

第7条 地区のまちなみづくりにあたっては、次のような基本方針のもとに協定者が協力するものとする。

- (1) 有馬地区の情緒をかもし出す歴史的建造物を保全・活用するとともに、有馬地区に相応しい建築物となるよう努める。
- (2) 人々が安心して歩行できる空間を目指し、夜間でも明るい灯りのある通りをつくる。
- (3) ものづくりと、ルールづくりの両面から、住民・事業者・行政が協働して個性あるまちなみづくりに取り組む。

(景観への配慮)

第8条 地区内で建築物等の新築、増築、改築、修繕、宅地の造成、看板の設置（電柱広告含む）その他の土地の形質の変更（以下「建築行為等」という。）で、まちなみ景観形成に影響を及ぼすおそれのある行為をする者は別添（別紙3）「まちなみ基準」に示すまちなみ景観形成のルールに配慮し、有馬らしいまちなみ形成に貢献するものとする。

2 特に別紙2に示す景観形成道路に面して建築行為等を行う場合、まちなみ基準（別紙3）に適合するように努めなければならない。

(建築行為の事前届出)

第9条 地区内で建築行為等を行う場合は、事前に第12条に定める委員会に様式1の届出をし様式2のチェックリスト作成の上で協議を行わなければならない。

2 委員会は、事前の届出を受けた場合、建築行為等の計画内容が本協定に適合していることを確認しなければならない。

(建築物等の維持管理に関する事項)

第10条 「まちなみ基準」に沿って整備された建築物等にあつては、その整備内容が保

持されるよう維持管理に努める。

(その他の活動)

第11条 協定者は、地区内の清掃活動や緑化運動等、美しいまちなみを形成・維持するための活動を互いに協力して行い、美しい状態を維持するように努める。

(委員会の設置)

第12条 協定の運営に関する事項を処理するため、有馬まちなみ景観委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は協定者の互選により選出された会員若干名をもって組織する。

3 委員会は、運営を明朗かつ円滑に行うため、運営規約、運営内規等を定めることができる。

(委員会の構成)

第13条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

会計 1名

事務局長 1名

監事 1名

2 委員長は、委員会委員(以下。「委員」という。)の互選により選出する。

3 委員長は、委員の代表とし、協定運営の事務を総括する。

4 会計及び事務局長は、委員の中から委員長が委嘱する。

5 副委員長は、委員長に事故のあるときこれを代理する。

6 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。

7 監事は会員の中から、委員長が委嘱する。また、監事は、会計を監査する。

8 委員長は、必要に応じて外部の専門家をアドバイザーとして招聘できる。

(会議)

第14条 会議は委員会とし委員長が召集する。

2 会議は協定者の請求により開催できることとする。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、役員は再任することができる。

(協定者の変更)

第16条 土地や家屋の売買等によって協定者が変更した場合は、本協定を引き継ぐ。

(協定の変更等)

第17条 本協定を変更又は廃止する必要があるときは、協定者の総意を諮った上で、委員会が定めるものとする。

(協定の有効期間)

第18条 協定の有効期間は、第20条で定める日より10箇年とする。

2 前項の有効期間を経て協定者から何らかの申し出がない場合、協定は自動的に更新するものとする。

(雑則)

第19条 この規約を実施するうえで必要を生じた事項は、委員会の決議を得て内規として定めることができる。

(付則)

第20条 本協定は、平成15年12月17日より実施する。

本協定は、平成20年6月17日より実施する。

本協定は、平成30年6月17日より実施する。